

部署名	石川勤労者医療協会	文書番号	本部一法規一本事一805	承認日	2025/4/21	1/1
医師会加入規定					作成者	承認者
					西村昭郎	島隆雄

医師会加入について以下のように定める。会費等負担は事業所費用とするが、個人負担とする場合はその扱いを免れることとする。

- 1 地域の医療機関や介護系施設との連携を強化させていく必要性から、以下のように定める。
- 2 病院長、診療所所長、副院長、診療部長、その他地域連携にとって事業所が必要と判断した者は、金沢市及び郡市医師会に加入する。
- 3 病院長は日本医師会も加入する。
- 4 県医師会の理事、県医師会が運営する各種委員会の委員に任命されたものは石川県医師会に加入する。
- 5 65歳以降嘱託医となったものは、事業所負担をしないが、日本医師会、石川県医師会、金沢市及び郡市医師会の役員や委員、産業医、学校医、健診の読影医として医師会から協力を求められるものは事業所負担とする。